

葛飾区体育施設の優先利用に関する協定締結基準

令和8年8月5日
8 葛教ス第 434 号
教育長決裁

第1 趣旨

この基準は、「葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定」（以下単に「協定」という。）の締結に当たり、公平性、公益性及び透明性の確保の観点から審査基準を定めるほか、協定締結に係る手続を定めるものとする。

第2 協定の目的及び協力内容例

1 目的

葛飾区（以下「区」という。）と団体がそれぞれ保有する資源を有効に活用し、相互に連携し、及び協力することで、区のスポーツ振興及び地域活性化に寄与することを目的とする。

2 協力内容例

(1) 団体の協力内容

区が承認した事業実施計画書に基づく事業（以下「事業」という。）及び区が承認した地域貢献活動計画書に基づく活動を実施すること。

＜例＞ 区内小・中学校等への訪問教室等

区主催又は共催のスポーツイベント等への協力

(2) 区の協力内容

ア 区が所管する体育施設（以下「体育施設」という。）を事業において円滑に利用できるよう協力すること。

＜例＞ 区において実施するスクール事業

公式戦及びこれに関連する活動

イ その他、事業の実施に関して区が必要と認めるもの

第3 協定締結の審査基準並びに地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数

(1) 協定を締結することができる団体は、区内において複数年度にわたり継続的にスポーツ振興に資する活動を実施している団体であって、別表第1の審査基準を満たすものとする。

(2) 地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数は、別表第2のとおりとする。

第4 協定締結の手続

(1) 申出

団体は、区と協定の締結を希望するときは、葛飾区長（以下「区長」という。）に葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定締結（更新）申出書（第1号様式）に別表第3に掲げる書面を添えて申し出なければならない。

(2) 申出に対する事前審査及び協定締結

区長は、(1)による申出があったときは、当該申出の内容審査を行い、適当と認めるときは協定締結の手続を進めるものとし、協定締結の際は当該団体と葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定書（第7号様式）の記載内容を基本とした協定を締結する。不適当と認めるときは、当該団体に対し申出書の不受理を通知するものとする。

第5 協定の有効期間

1年とする。

第6 協定締結中の手続

区は、協定締結期間中、半期（4月から9月まで）の事業実施及び地域貢献活動の実施状況に関し、別表第3に掲げる書類を団体に提出させ、確認する。

第7 協定更新の手続

(1) 申出

団体は、区と協定の更新を希望するときは、区長に葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定締結（更新）申出書（第1号様式）に別表第3に掲げる書面を添えて申し出なければならない。

(2) 申出に対する事前審査及び協定更新

区長は、(1)による申出があったときは、当該申出の内容審査を行い、適当と認めるときは協定更新の手続を進めるものとし、協定更新の際は当該団体と葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定書（第7号様式）の記載内容を基本とした協定を更新する。不適当と認めるときは、当該団体に対し申出書の不受理を通知するものとする。

第8 協定締結の制限

区との協定が解除された団体については、解除日の属する年度とその翌年度に効力を生ずる協定の締結対象としない。

第9 その他

この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この基準は、令和8年8月5日から施行する。

別表第 1（第 3 関係）

協定締結の審査基準

協定締結に当たっては、これまでの活動実績及び協定締結により実施する事業について、次の 1 及び 2 に定める基準を満たすことを要件とする。

1 これまでの活動実績に関する基準

区分	利用方法	基準	備考
1	公式戦	前年度のプロリーグ又はこれに関連するリーグの公式戦（ホーム戦・ビジター戦は問わない）において、観客数が優先利用を希望する体育施設の収容人数の半数を超えた試合があること。	—
2	スクール事業	実施するスクールについて、プロリーグ又はこれに関連するリーグに所属するチームが運営する等の特殊性があること。	—
3	公式戦・スクール事業共通	団体の活動が報道や専門誌において特集される等の知名度を有していること。 リーグ等に所属し全国的な活動を実施していること。	いずれかの基準を満たすこと。

2 協定締結により実施する事業に関する基準

区分	利用方法	基準	備考
1	公式戦	区民の公式戦への無料招待（収容人数の 5 % 程度）の実施 試合開催時のイベントやハーフタイムショー等の競技愛好者以外でも楽しめる取組の実施	いずれかの基準を満たすこと。
2	スクール事業	区民に対するスクール料の割引等の実施	—
3	公式戦・スクール事業共通	チーム名や事業名に「葛飾」又は「葛飾」に関連する名を冠することにより、その活動で葛飾区の魅力・認知度を向上させること。	—

地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数について

1 地域貢献活動の実施基準と優先利用回数

＜地域貢献活動の区分＞

活動内容	
①	区内小・中学校等への訪問教室等、団体が自らの強みを生かし区民を相手に行う各種事業
②	区主催又は共催のスポーツイベント等への協力

＜地域貢献活動の実施基準及び優先利用回数表＞

区分	地域貢献活動実施基準	優先利用可能回数 (スクール事業及び練習等)
A	①及び②を年間 30 回以上実施すること。	週 30 枠まで
B	①及び②を年間 20 回以上実施すること。	週 20 枠まで
C	①及び②を年間 10 回以上実施すること。	週 10 枠まで

※ 協定を締結する団体は、最低年間 10 回以上の地域貢献活動を実施する必要がある。

※ 協定団体は、各体育施設の優先利用の上限の範囲内で優先利用可能回数分の優先利用ができる。

2 留意点

- (1) 優先利用可能回数は、希望の日時での優先利用を保証するものではなく、実際の利用日時は基準に定める協定以外の事由による優先利用団体と「利用調整会議」にて調整をした上で決定する。
- (2) 協定団体は優先利用可能回数の範囲内で、協定団体以外の優先利用団体及び一般利用者に配慮し、必要最小限の利用回数とすることに努めるものとする。
- (3) 協定団体が公式戦のみで体育施設の優先利用を希望する場合であっても、上記いずれかの区分を満たす地域貢献活動の実施は必須とする。

別表第3（第4関係）

	番号	書類
協定締結時	①	法人にあってはその登記事項証明書、その他の団体にあっては法人の登記事項に相当する事項を明らかにする書類
	②	定款、規約その他の基本約款
	③	役員名簿（氏名、役職等を記載したもの）
	④	直近3期分の総会等議事録
	⑤	直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）など
	⑥	納税証明書
	⑦	団体の活動実績報告書（第2号様式）
	⑧	事業実施計画書（第3号様式）
	⑨	地域貢献活動計画書（第4号様式）
協定締結中	⑩	事業実施報告書（第5号様式）
	⑪	地域貢献活動実績報告書（第6号様式）
協定更新時	⑫	法人にあってはその登記事項証明書、その他の団体にあっては法人の登記事項に相当する事項を明らかにする書類
	⑬	定款、規約その他の基本約款
	⑭	役員名簿（氏名、役職等を記載したもの）
	⑮	総会等議事録
	⑯	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）など
	⑰	納税証明書
	⑱	団体の活動実績報告書（第2号様式）
	⑲	次年度の事業実施計画書（第3号様式）
	⑳	次年度の地域貢献活動計画書（第4号様式）
	㉑	事業実施報告書（第5号様式）
	㉒	地域貢献活動実績報告書（第6号様式）

備考 次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 体育施設の優先利用に関する利益相反の可能性のある者が団体の役員にいないこと。
- (2) 財務状況の確認に当たっては、公認会計士による分析を行うこと。
- (3) 更新時の事業実施報告書及び地域貢献活動実績報告書は、半期の事業実施及び地域貢献活動の実施状況確認時に提出されたものを用いること。

葛飾区長 宛て

乙の名称

乙の代表者名

乙の所在地

乙の連絡先

葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区
体育施設の優先利用に関する協定締結（更新）申出書

貴区との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定の締結（更新）をしたいので、下記関係書類を添えて申し出ます。

記

【添付書類】

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、その他の団体にあっては法人の登記事項に相当する事項を明らかにする書類
- 2 定款、規約その他の基本約款
- 3 役員名簿（氏名、役職等を記載したもの）
- 4 直近3期分の総会等議事録
- 5 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）など
- 6 納税証明書
- 7 団体の活動実績報告書（第2号様式）
- 8 事業実施計画書（第3号様式）
- 9 地域貢献活動計画書（第4号様式）
- 10 事業実施報告書（第5号様式）※更新時のみ
- 11 地域貢献活動実績報告書（第6号様式）※更新時のみ

葛飾区長 宛て

乙の名称

乙の代表者名

乙の所在地

乙の連絡先

団体の活動実績報告書

これまでの活動実績について、記載要領に基づき別紙のとおり提出します。

区分	利用方法	記載要領
1	公式戦	前年度のプロリーグ又はこれに関連するリーグの公式戦（ホーム戦・ビジター戦は問わない）において、観客数が優先利用を希望する体育施設の収容人数の半数を超えた試合があることを証明する次に掲げる事項を記載した書面 (1) 所属するリーグについて (2) 公式戦の回数、開催日時、開催地、成績、観客数等 (3) その他特筆すべき事項
2	スクール事業	実施するスクールについて、プロリーグ又はこれに関連するリーグに所属するチームが運営する等の特殊性があることを証明する次に掲げる事項を記載した書面 (1) スクールの特殊性について (2) スクール在籍者数、実施頻度、実施内容等 (3) その他特筆すべき事項
3	公式戦・スクール事業共通	団体の活動が報道や専門誌において特集される等の知名度を有していること又はリーグ等に所属し全国的な活動を実施していることを証明する次に掲げる事項を記載した書面 (1) 団体の活動が報道や専門誌の特集された際の記事の写し (2) 全国的な活動詳細（リーグ等での試合開催地、開催日時等） (3) その他特筆すべき事項

葛飾区長 宛て

乙の名称
乙の代表者名
乙の所在地
乙の連絡先

事業実施計画書

協定締結により実施する事業について、記載要領に基づき別紙のとおり提出します。

区分	利用方法	記載要領
1	公式戦	区民の公式戦への無料招待（収容人数の5％程度）の実施又は試合開催時のイベントやハーフタイムショー等の競技愛好者以外でも楽しめる取組の実施について、次に掲げる事項を記載した計画 (1) 次年度の公式戦の実施予定日時、使用を希望する体育施設 (2) 区民の無料招待の実施予定 (3) 公式戦におけるイベント又はハーフタイムショー等競技愛好者以外でも楽しめる取組の実施予定 (4) その他特筆すべき事項
2	スクール事業	区民に対するスクール料の割引等の実施について、次に掲げる事項を記載した計画 (1) スクール事業の実施予定日時、使用を希望する体育施設 (2) 区民に対する割引等の実施内容
3	公式戦・スクール事業共通	チーム名や事業名に「葛飾」又は「葛飾」に関連する名を冠することにより、その活動で葛飾区の魅力・認知度を向上させることについて、次に掲げる事項を記載した計画 (1) 活動するチーム名又は事業名

葛飾区長 宛て

乙の名称
乙の代表者名
乙の所在地
乙の連絡先

地域貢献活動計画書

令和 年度の地域貢献活動について、記載要領に基づき別紙のとおり提出します。

活動内容		記載要領
①	区内小・中学校等への訪問教室等、団体が自らの強みを生かし区民を相手に行う各種事業	(1) 全活動予定回数（年度） (2) 各月の活動予定日時、具体的な活動内容、活動場所
②	区主催又は共催のスポーツイベント等への協力	

令和 年 月 日

葛飾区長 宛て

乙の名称
乙の代表者名
乙の所在地
乙の連絡先

事業実施報告書

協定締結により実施した事業について、記載要領に基づき別紙のとおり提出します。

令和 年度実績 ○月～○月

区分	利用方法	記載要領
1	公式戦	区民の公式戦への無料招待（収容人数の5％程度）の実施又は試合開催時のイベントやハーフタイムショー等の競技愛好者以外でも楽しめる取組の実施結果について、次に掲げる事項を記載した書面 (1) 開催日時、利用した体育施設、観客数 等 (2) 区民の無料招待の実施結果 (3) イベント又はハーフタイムショーの実施結果（実施時の写真を添付すること。） (4) その他、区外での公式戦等の実施状況等
2	スクール事業	区民に対するスクール料の割引等の実施結果について、次に掲げる事項を記載した書面 (1) 実施日時、利用した体育施設、会員数（うち区民会員数）等 (2) 区民に対する割引の実施結果 (3) 会員向けアンケート結果の報告
3	公式戦・スクール事業共通	チーム名や事業名に「葛飾」又は「葛飾」に関連する名を冠することにより、その活動で葛飾区の魅力・認知度を向上させたことが分かる事業の実施結果が分かる書面

令和 年 月 日

葛飾区長 宛て

乙の名称
乙の代表者名
乙の所在地
乙の連絡先

地域貢献活動実績報告書

令和 年度の〇月～〇月に実施した地域貢献活動について、記載要領に基づき別紙のとおり提出します。

活動内容		記載要領
①	区内小・中学校等への訪問教室等、団体が自らの強みを生かし区民を相手に行う各種事業	(1) 各月の活動日時、活動内容、活動場所（実施時の写真を添付する。） (2) 各月の活動予定に対する活動結果
②	区主催又は共催のスポーツイベント等への協力	(3) アンケート結果の報告

葛飾区と〔団体名〕との連携・協力及び葛飾区体育施設の優先利用に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と〔団体名〕（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれ保有する資源を有効に活用し、相互に連携し、及び協力することで、葛飾区のスポーツ振興及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協力するものとする。

(1) 乙の協力内容

甲が承認した事業実施計画書に基づく事業（以下「事業」という。）及び甲が承認した地域貢献活動計画書に基づく活動（以下「地域貢献活動」という。）を実施すること。

＜例＞ 区内小・中学校等への訪問教室等

甲主催又は共催のスポーツイベント等への協力

(2) 甲の協力内容

ア 甲が所管する体育施設（以下「体育施設」という。）を事業において円滑に利用できるよう協力すること。

＜例＞ 葛飾区において実施するスクール事業

公式戦及びこれに関連する活動

イ その他、事業の実施に関して甲が必要と認めるもの

（事業報告）

第3条 乙は、事業及び地域貢献活動に係る報告について、別表第1に定めるとおり、甲に対して資料を提出しなければならない。

（施設の優先利用）

第4条 乙は、事業を行うに当たり、葛飾区体育施設指定管理者が定める「葛飾区体育施設指定管理者が特に認める貸切り使用申請を申請期間前に受け付ける件に関する基準」に基づき、別表第2(1)「地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数」に定める区分に従い、優先的に同表(2)に定める「優先施設」を利用することができる。

2 前項の規定による優先施設の利用は、乙による無条件かつ無制限な利用を保証するものではなく、他団体及び個人利用者への影響を考慮し、別表第2(1)「地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数」に定める優先利用可能回数の範囲内で必要最小限の利用に努めなければならない。

- 3 事業のうち公式戦（プロリーグ又はこれに関連するリーグの公式戦をいう。）の実施のための体育施設の優先利用については、第1項の規定（地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数に係る部分に限る。）は適用しない。この場合において、乙による無条件かつ無制限な利用を保証するものではなく、他団体及び個人利用者への影響を考慮し、必要最小限の利用回数に努めなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定による優先施設の利用をする場合は、体育施設の抽選申請（葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20号）第6条第1項に規定する「抽選申請」をいう。）をすることができない。ただし、抽選後に空きがある体育施設の予約は行うことができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、本協定から生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又はその担保に供してはならない。

（共同運営の禁止）

第6条 乙は、事業及び地域貢献活動の全部又は一部について、第三者と共同で運営してはならない。

（利益相反の禁止）

- 第7条** 体育施設の優先利用に関し、乙の役員その他乙の業務を執行する権限を有する者は、自己又は第三者の利益を図る目的で、その職務上の地位を利用し、又は利用するおそれのある行為をしてはならない。
- 2 乙は、体育施設の優先利用に関し、乙の役員その他乙の業務を執行する権限を有する者について、前項に規定する利益相反に該当し、又は該当するおそれのある事実を知ったときは、直ちにその旨を甲に書面により報告しなければならない。

（委託の取扱い）

- 第8条** 乙は、事業及び地域貢献活動の全部又は一部を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の承諾を乙が甲に求めるときは、承諾の可否を決定するために必要となる書類を提出しなければならない。

（秘密保持）

- 第9条** 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から提供され、又は知り得た情報については、相手方の了承なく第三者に開示し、又は漏えいしないよう、適切に取り扱うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、この限りでない。
 - (1) 開示時点で、受領者が既に知っていた情報
 - (2) 開示時点で、既に公に知られていた情報
 - (3) 開示後、受領者の責任によらず公知となった情報

(4) 秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

(5) 法令又は条例の定めにより、開示が求められる情報

3 甲及び乙は、本協定の効力が失った後も、第1項の規定による秘密保持の義務を負う。

(協定期間及び更新手続)

第10条 本協定の有効期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

2 乙は、本協定を更新しようとするときは、別表第1に定めるとおり、甲に対して資料を提出しなければならない。

3 甲は、前項の資料を審査の上、協定の更新の可否を判断する。

4 乙が別表第1に定める期日までに更新に係る書類を提出しないときは、本協定は更新しないものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 甲は、更新の可否を決定したときは、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、本協定は、甲が更新を認めた場合に限り、翌年度の4月1日から1年間更新するものとし、自動的に更新されることはないものとする。

6 前項の規定により本協定の有効期間を更新した場合において、更に協定を更新しようとするときは、この条(第1項を除く。)に定める手続により行うものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 本協定の各条項に違反したとき。

(2) 第3条の規定による報告に係る資料の提出を正当な理由なく怠ったとき。

(3) 第3条の規定により提出された報告資料の内容が虚偽であったとき。

(4) 第3条に定める報告等の内容が本協定の継続に支障があると甲が判断したとき。

(5) その他、本協定を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第12条 乙は、甲に対し、本協定締結時において、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、直ちに本協定を解除する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた事項について、甲乙誠意

をもって協議の上、これを決定するものとする。

（相互の配慮）

第14条 本協定の終了に際しては、当事者は相手方に対して誠意を持って対応し、相互に十分な配慮をしなければならない。

2 甲及び乙は、本協定の終了に伴う影響を最小限に抑えるため、必要な情報を相互に提供することに努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都葛飾区

代表者 葛飾区長 [区長氏名] 印

乙 [団体所在地]

[団体名]

[代表者役職・氏名] 印

別表第1（第3条、第10条関係）

区分	書類	提出の時期
4月から9月まで（以下「半期」という。）の実績	(1) 事業実施報告書 (2) 地域貢献活動実績報告書	甲が定める日
協定更新時	(1) 協定更新に係る申出書 (2) 団体状況・財務状況に関する書類 ア 登記事項証明書 イ 定款 ウ 役員名簿 エ 直近の意思決定機関（株主総会等）議事録 オ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書） カ 納税証明書 (3) 団体実績及び事業・地域貢献活動に関する書類 ア 活動実績報告書 イ 半期時の提出資料 ウ 次年度事業実施計画書 エ 次年度地域貢献活動実施計画書	甲が定める日

備考

- 1 甲は、本協定の目的の達成又は運用上必要と認めるときは、随時乙に対し活動状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 甲は、乙の運営状況に重大な懸念が生じたと判断したときは、随時、財務状況等に関する追加資料の提出を求めることができる。
- 3 乙は、甲に提出した書類の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更内容を記載した書類を甲に提出しなければならない。

別表第 2（第 4 条関係）

(1) 地域貢献活動実施回数及び優先利用可能回数

地域貢献活動実施回数	優先利用可能回数
＜例＞ 次に掲げる地域貢献活動を年間 30 回以上実施すること。 (1) 区内小・中学校等への訪問教室等、乙が自らの強みを 生かし、区民を相手に行う各種活動 (2) 甲主催又は共催のスポーツイベント等への協力	＜例＞ 週 30 枠まで

備考 優先利用の時間帯の上限については、同一優先施設において、平日にあっては 1 日 2 枠まで、
かつ、月曜日から金曜日までの各時間帯週当たり 5 枠のうち 4 枠まで、土日祝日にあっては週 4
枠までとする。

(2) 優先施設

名称	優先施設
名称 A	施設 A
名称 B	施設 B
名称 C	施設 C

備考 工事等により優先施設の利用ができなくなった場合は、甲と乙との協議により代替施設を決定
する。